

## 地域少子化対策重点推進交付金 活用状況【埼玉県】

## 1. 地域少子化対策重点推進事業

自治体名	事業名	総事業費 (うち交付金所要額)	補助率	事業概要
埼玉県	【重点メニュー】 結婚ムーブメント推進事業(オンラインによる結婚相談・伴走型支援)	150 万円 (112 万円)	3/4	相談員によるマッチング向上のための方策、お見合いの進め方、身だしなみ等の相談や希望者に対する伴走型支援を実施するとともに、連携する市町内での出張相談会を行い、身近な場でのリアルでの相談にも対応するもの。
	【コンシェルジュ】 結婚ムーブメント推進事業(結婚支援コンシェルジュ)	1,000 万円 (750 万円)	3/4	結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」に対して結婚支援コンシェルジュを配置し、管内市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するもの。
秩父市	婚活セミナー・イベント事業	71 万円 (47 万円)	2/3	結婚を希望する独身男女に、出会いの機会や婚活に役立つスキルを習得する機会を提供し結婚を後押しするため、婚活スキルアップセミナー等を実施するもの。
鴻巣市	鴻巣市青少年子育てふれあい体験事業	35 万円 (17 万円)	1/2	自身の将来の仕事・結婚・妊娠・出産・子育てを考えるきっかけ作りのため、市内の中学校と連携し、助産師等の講義から乳幼児期の特性や命の大切さを学び、乳幼児の親子とのふれあい体験から育児の喜びや苦勞したことなどを直接体験するもの。
久喜市	【重点メニュー】 若い世代向けのライフデザインセミナー	11 万円 (8 万円)	3/4	若い世代が様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、庁内の関連する部署や包括連携協定先企業等と連携し、20代を主な対象として、ライフデザインセミナーを開催するもの。
上里町	男性の育児休業取得支援講座	2 万円 (1 万円)	1/2	男性に対し、育児休業取得のメリット等を明確にする意識づけのための講座等を開催することによる当該休業の取得促進のほか、企業への参加も併せて促すことによる一体的な意識向上を図るもの。
	ティーンズ夢フェスティバル事業	150 万円 (75 万円)	1/2	若年層(ティーンエイジャー)が将来の夢、ひいては結婚や子育て等に希望が持てるよう、必要な知識・情報の習得や興味・関心の向上を図るため、若年層に人気のある講師によるトークや講演を行うもの。
計		1,419 万円 (1,010 万円)		

## 2. 結婚新生活支援事業

### ○都道府県主導型連携コース

自治体名	事業名	総事業費 (交付金所要額)	補助率	事業概要
秩父市	秩父市結婚新生活支援事業	1,635 万円 (1,090 万円)	2/3	<p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助するもの。</p> <p>《国の交付要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の新規に婚姻した世帯(自治体独自要件を設けることも可能)</li> <li>・補助上限額 夫婦ともに29歳以下:1世帯当たり60万円(国交付金額40万円) 上記以外:1世帯当たり30万円(国交付金額20万円)</li> </ul>
鴻巣市	鴻巣市結婚新生活支援事業	1,200 万円 (800 万円)	2/3	
坂戸市	坂戸市結婚新生活支援事業	600 万円 (400 万円)	2/3	
小川町	小川町結婚新生活支援事業	300 万円 (200 万円)	2/3	
川島町	川島町結婚新生活支援事業	120 万円 (80 万円)	2/3	
長瀨町	長瀨町結婚新生活支援事業	180 万円 (120 万円)	2/3	
小鹿野町	小鹿野町結婚新生活支援事業	60 万円 (40 万円)	2/3	
美里町	美里町結婚新生活支援事業	240 万円 (160 万円)	2/3	
神川町	神川町結婚新生活支援事業	180 万円 (120 万円)	2/3	
寄居町	寄居町結婚新生活支援事業	480 万円 (320 万円)	2/3	
松伏町	松伏町結婚新生活支援事業	720 万円 (480 万円)	2/3	
計		5,715 万円 (3,810 万円)		

### ○一般コース

自治体名	事業名	総事業費 (交付金所要額)	補助率	事業概要
熊谷市	「総合戦略」結婚新生活支援事業	780 万円 (390 万円)	1/2	<p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助するもの。</p> <p>《国の交付要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の新規に婚姻した世帯(自治体独自要件を設けることも可能)</li> <li>・補助上限額 夫婦ともに29歳以下:1世帯当たり60万円(国交付金額30万円) 上記以外:1世帯当たり30万円(国交付金額15万円)</li> </ul>
春日部市	春日部市結婚新生活支援事業	400 万円 (200 万円)	1/2	
上尾市	上尾市結婚新生活支援事業	1,050 万円 (525 万円)	1/2	
横瀬町	横瀬町結婚新生活支援事業	180 万円 (90 万円)	1/2	
計		2,410 万円 (1,205 万円)		

※1万円未満は切り捨て